


所管部課	総務部 総務管財課	部長	北田和雄	
件名	普通財産の売払いについて			
	区分	1 審議事項	○	
関係事項	条 例 規 則	地方自治法第238条の5		
	部 課 機 関			
1. 要 旨				
<p>将来的に公用あるいは公共用として利用の見込みのない下記の普通財産を売払う。</p> <p>(1) 土地の所在等</p> <p>①東大和市狭山一丁目859番3 雑種地 12.91㎡</p> <p>②東大和市狭山一丁目860番9 雑種地 10.90㎡</p> <p>③東大和市芋窪六丁目1012番14 雑種地 2.70㎡</p> <p>(2) 効果及び影響</p> <p>3件合計で約190万円の歳入を見込むことができる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>①道路の廃止により生じた普通財産を隣接土地所有者に売却する。</p> <p>②水路の廃止により生じた普通財産を隣接土地所有者に売却する。</p> <p>③ごみ集積所用地の廃止により生じた普通財産を立川都市計画道路事業3・2・4号新青梅街道線用地として東京都に売却する。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議終了後、各議員へ資料を郵送で配布し報告することとしたい。</p> <p>庁議終了後、直ちに売却手続きを進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。